

## 申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	都市整備局住宅部管理課 (06-6208-9272)
処分課（担当）名	都市整備局住宅部管理課
処分の名称	市営住宅の使用許可を受けたウクライナ避難民とその同居者に対する市営住宅附帯駐車場の目的外使用許可
概要	<p>大阪市営住宅条例（平成9年大阪市条例第39号）第53条の3の駐車場使用者資格を充たさない者のうち、「ウクライナ避難民への市営住宅活用実施要綱」に基づき市営住宅の使用許可を受けた者またはその同居者に対して、住宅附帯駐車場の本来の設置目的である市営住宅入居者の利用に支障がでない範囲で地方自治法第238条の4第7項に基づく行政財産の目的外使用許可による駐車場利用を認めています。</p> <p>なお、使用許可をすることができる駐車場は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に規定する国土交通大臣の承認を得られる駐車場に限られます。</p>
根拠法令等 及び条項	地方自治法第238条の4第7項 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条 市営住宅附帯駐車場を使用したウクライナ避難民月極駐車場管理要綱 ( <a href="https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000663231.html">https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000663231.html</a> )
審査基準	<p>市営住宅附帯駐車場を使用したウクライナ避難民月極駐車場管理要綱第6条に基づく駐車場の使用許可を受けるためには、原則として、以下の資格要件を充たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・「ウクライナ避難民への市営住宅活用実施要綱」に基づき市営住宅の使用許可を受けた者又はその同居者</li><li>・駐車しようとする自動車の有効な車検証（以下「車検証」という。）を有し、又は、第5条に規定する使用許可申請をした日から2か月以内に駐車しようとする自動車の有効な車検証を有することができ、かつ、当該車検証に使用者として記載されている者であること。ただし、申請者が車検証に使用者として記載されていない場合において、当該使用者から、当該申請者が当該自動車を専ら使用する旨の書面が提出されたときは、当該申請者を当該車検証に使用者として記載されている者とみなす。</li><li>・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと</li><li>・駐車しようとする自動車が駐車場に収容できるものであること</li></ul>
標準処理期間	60日
経由日数	なし
提出先	都市整備局住宅部管理課
提出時期	随時
提出方法	都市整備局住宅部管理課へ電話等により問合せいただき、申請が可能かを確認のうえ、使用許可申請書及び添付書類を都市整備局住宅部管理課へ提出してください。
手数料	
相談窓口	都市整備局住宅部管理課
ホームページ	
備考	